愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護、看護及び保育職の人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的として、本町に転入し、町内の各施設等に就労した者に対し、予算の範囲内において愛川町介護・看護・保育職転入奨励助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　介護施設等　介護保険法（平成９年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定事業所、介護保険法第115条の46第1項の規定に基づく地域包括支援センター並びに障害者総合支援法第77条の２第２項の規定に基づく基幹相談支援センターをいう。

(2)　病院等　医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所をいう。

(3)　保育施設等　法人又は個人が運営する認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第１項の規定による確認を受けている施設をいう。以下同じ。）、幼稚園（子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（平成27年4月13日雇児発0413第36号）別添２幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業を実施する幼稚園をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業（児童福祉法に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（昭和26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業Ｃ型を除く。）をいう。）を行う施設をいう。

(4) 常勤 次に掲げる施設で、いずれの要件も全て満たす者をいう。

ア　介護施設等

（イ）労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第５条第１項の規定により明示された労働条件のうち、同項第１号の３に規定する就業の場所が介護施設等であること。

（ロ）当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達し、町内の介護施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

イ　病院等

（イ）労働基準法施行規則第５条第１項の規定により明示された労働条件のうち、同項第１号の３に規定する就業の場所が町内の病院等であり、かつ、従事すべき業務が医療であること。

（ロ）病院等に１週間の勤務時間が１年を平均して30時間以上又は１月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に達し、町内の病院等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

ウ　保育施設等

（イ）労働基準法施行規則第５条第１項の規定により明示された労働条件のうち、同項第１号の３に規定する就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育（認定こども園にあっては、保育認定を受けた子どもの保育に限る。幼稚園にあっては、保育認定を受けた児童と同等の子どもの保育に限る。）であること。

（ロ）期間の定めのない労働契約を結んでいる者（１年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、保育施設において１日６時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、町内の保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

（5）介護職等　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第２条に規定する社会福祉士及び介護福祉士、精神保健福祉士法（平成９年法律第131号）第２条に規定する精神保健福祉士、児童福祉法第18条の４に規定する保育士、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第２条に規定する保健師、同法第５条に規定する看護師及び同法第６条に規定する准看護師並びに介護保険法第７条に規定する介護支援専門員をいう。

（6）看護職等　保健師助産師看護師法第２条に規定する保健師、同法第３条に規定する助産師、同法第５条に規定する看護師、同法第６条に規定する准看護師及び歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第２条第１項に規定する歯科衛生士をいう。

（7）保育職等　児童福祉法第18条第４項に規定する保育士をいう。

（8）基準日　申請する日の属する年度の前年度の１月１日をいう。

（助成金の交付対象者）

第３条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

(1)平成31年４月１日以後に前条第１号から第３号までに規定する町内の各

施設等に就労している者で、１年以上継続して、当該施設等に就労するものであること。

(2)基準日以後に町外から転入し、本町に住所を有した者（本町を転出した

日から１年以内に再転入した者を除く。）で、１年以上継続して本町に居住する予定があるものであること。

(3) 町税等を完納していること。

(4) 愛川町介護・看護・保育職等復職等奨励助成金交付要綱、愛川町介護・

看護職等奨学金返済助成金交付要綱及び愛川町新婚生活支援補助金交付要綱の補助を受けていないこと。

（助成金の交付額等）

第４条　助成金の額は、15万円とする。ただし、対象者が本町に転入する際に引越しに係る費用を要した場合は、当該引越しに係る額（５万円を上限とする。）を加算した額とする。

２　前項の規定により加算する額に、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（助成金交付申請等）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、第２条第１号から第３号までに規定する町内の各施設等に就労した日又は本町に住所を有した日のいずれか遅い日から６箇月以内に、愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（1）住民票の写し（愛川町への転入日の記載があるもの）

（2）就労先の在籍証明書（第２号様式）

（3）誓約書（第３号様式）

(4）修了証明書（保有資格の証明書類）の写し

(5) 引越しに係る費用を要した場合には、領収書等当該引越しに要した費用が分かる書類

(6) その他町長が必要と認める資料

（助成金交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の確認により第３条に掲げる要件について審査し、助成金の交付の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（請求及び支払）

第７条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、別に町長が定める期日までに、愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第５号様式）を町長に提出し、助成金を請求するものとする。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付を受ける者の責務）

第８条　助成金の交付を受ける者は、本町の福祉の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、継続して勤務するよう努めなければならない。

（届出の義務）

第９条　第６条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

　(1) 採用日から起算して１年を経過する前に退職した場合又は１箇月以上の療養休暇等の長期休暇を取得した場合

　(2) 採用日から起算して１年を経過する前に町外へ転出した場合

（決定の取消し等）

第10条　町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合

(2) 採用日から起算して１年を経過する前に退職した場合又は本町に住所を有した日から起算して１年を経過する前に町外へ転出した場合。ただし、健康上の理由その他相当な理由があると町長が認めた場合を除く。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

第１号様式（第５条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）愛川町長

住　所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付申請書

　愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付要綱第５条の規定に基づき、次のとおり助成金を申請します。

１　交付申請額　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

（1）住民票の写し（愛川町への転入日の記載があるもの）

（2）就労先の在籍証明書（第２号様式）

（3）誓約書（第３号様式）

（4）修了証明書（保有資格の証明書類）の写し

（5）引越しに係る費用を要した場合には、領収書等当該引越しに要した費用が分かる書類

（6）その他町長が必要と認める資料

〈同意欄〉

　私は、転入奨励助成金の申請にあたり、愛川町が次の事項について行うことに同意します。

（1）町税等の納付状況

（2）施設等に就労後、１年が経過するまでの間、その就労の有無を確認すること。

年　　　月　　　日　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

第２号様式（第５条関係）

在籍証明書

（宛先）愛川町長

　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 事業者名事業者所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞連絡先 |

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 勤務先 |  |
| 採用年月日 | 年　　月　　日 |
| 採用形態 | **[介護施設等]**当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達し、町内の介護施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。**[病院等]**病院等に１週間の勤務時間が１年を平均して30時間以上又は１月の勤務時間が120時間を超える勤務条件に達し、町内の病院等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。**[保育施設等]**期間の定めのない労働契約を結んでいる者（１年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、保育施設等において１日６時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、町内の保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。 |
| 職種 | **〈介護職等〉**社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・　　　　　　保健師・看護師・准看護師・介護支援専門員**〈看護職等〉**保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士**〈保育職〉**保育士 |

第３号様式（第５条関係）

誓約書

　私は、愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金の交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

１　申請及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。

２　愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付要綱第２条に規定する者として、採用日から継続して１年間は、愛川町の事業所等で継続して勤務します。

３　同要綱第10条の規定に該当することとなったときは、速やかに助成金を愛川町に返還します。

　　年　　月　　日

（宛先）愛川町長

住　所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

第４号様式（第６条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

愛川町長

愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった助成金について、愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付要綱第６条の規定に基づき、次のとおり助成金の（　交付　・　不交付　）を決定したので通知します。

１　交付決定金額

　　　　　　　　　　円

２　交付条件

（1）別に定める日までに、この助成金に係る請求書を町長に提出しなければならない。

（2）助成金の交付を受ける者は、愛川町の福祉の向上のため自己研鑽に努めるとともに、町内に住所を有し、町内の各施設等に継続して勤務するよう努めなければならない。

（3）採用日から起算して１年を経過する前に町内の各施設等を退職若しくは町外に転出したとき又は１月以上の療養休暇等の長期休暇を取得したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

３　助成金の返還

交付条件に反した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部が返還となる場合がある。

第５号様式（第７条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）愛川町長

住　所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付請求書

　兼　口座振替依頼書

　　　年　　月　　日付けで交付決定のあった助成金について、愛川町介護・看護・保育職等転入奨励助成金交付要綱第７条の規定に基づき、次のとおり、助成金の交付を請求します。

　なお、この助成金は次の指定口座にお振込みください。

１　請求金額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |

ただし、　　　　　　　　　　　　　　　　として

２　指定口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 銀　行金　庫組　合（○で囲んでください。） | 支　店支　所出張所（○で囲んでください。） |
| 預金種類 | １　普通　　２当座（○で囲んでください。） | 口座番号 |  |
| （フリガナ） |
| （名義人氏名） |